

第 1 章 計画の策定にあたって

1 この計画でめざすこと～地域福祉とは～

「地域福祉」というと難しそうに聞こえますが、かつてどこにでも見られた隣近所とのつきあい、近所の誰かが困ったとき、何かあったときには互いに声を掛け合い、助け合う、そのような地域になることが「地域福祉」の目指すひとつの姿です。

福祉というと、高齢者や障害のある人、こども等、対象者が分野ごとにある程度限定されることが少なくありません。それに対し地域福祉は、地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となるような仕組みづくりを地域全体で考え、地域の中に存在する課題を共有し、地域全体で解決する仕組みを考えることです。

人口減少局面を迎える中、2040 年には、65 歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、高齢世帯や生涯未婚世帯をはじめとした単身世帯の増加が見込まれています。

また、高齢者をはじめ地域における福祉サービスの利用者の中には、医療・介護、住まい、貧困など複数の地域生活課題を抱える者が増加しているなど、その福祉ニーズは一層多様化・複雑化してきています。

これからの地域福祉のあり方としては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、地域の中の居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりを感じられる社会を実現していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが必要です。

2 地域福祉の役割分担

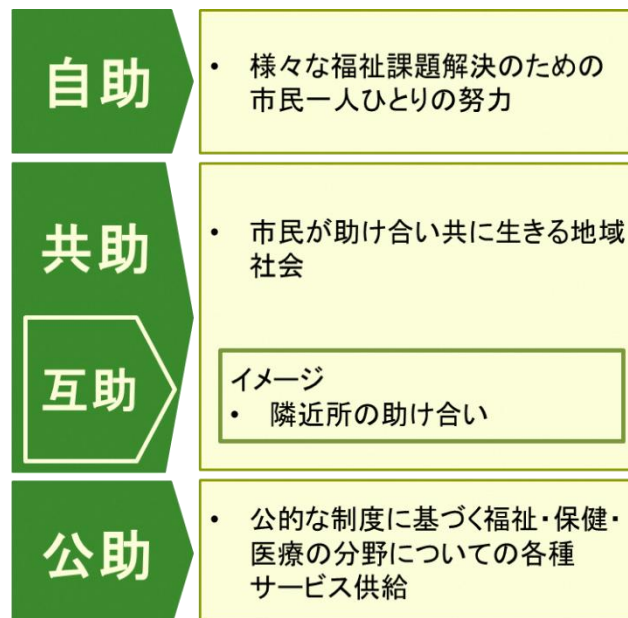
地域福祉の推進は、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能になります。本計画では、それぞれの立場で努力し実現していくべきことを「地域福祉の役割分担」として「自助（地域に住む一人ひとりが努力すること）」、「共助（市民が助け合い共に生きる地域社会をつくること）・互助（隣近所の助け合い等の相互扶助）」、「公助（行政が責任をもって行う福祉サービスの提供等）」の3つに区分して表記しています。

「共助」も「互助」も大きな観点で見れば、お互いがお互いを支えあっているという理念においては共通しており、両者には一体性があると考えられます。そのため、本計画では「共助・互助」として記載しています。

こうした考え方の中心にあるのは「個人」を大切にすることであり、何よりも先ず一人ひとりが地域の中で自立することを基本としながら、地域で自立した個人が相互に助け合う社会の構築を目指しています。

このような社会における行政の役割としては、必要な福祉サービスを提供するとともに、「自助」「共助・互助」が生まれやすい環境づくりを進めていくことが期待されています。

また、地域福祉においては、「自助」「共助・互助」「公助」が互いに良い影響を与え合い、地域社会の活性化に結びつくようなサイクル（循環）を創出できるような仕組みづくりを行うことも、行政の役割の一つです。



第3次船橋市地域福祉計画では、三つ葉のクローバーとハートをデザインしたシンボルマークを掲げ、「自助」、「共助・互助」、「公助」に市民一人ひとりの温かなハートが加わることによって「幸せ」のシンボルである四つ葉のクローバーにしていきたいとの願いを込めました。

このシンボルマークは、第5次船橋市地域福祉計画においてもボランティア活動やNPO活動等、地域福祉の推進にとって不可欠な、住民参加型福祉である互助との関係を示しているこのシンボルマークを継承します。本市では、「自助」「共助・互助」「公助」のバランスをはかりながら地域福祉の活性化を考えています。



3 計画策定の趣旨と背景

(1) 社会的な現状・計画策定の趣旨

近年、我が国では生活スタイルや価値観の多様化、核家族化などの背景から、地域の相互扶助の基盤となる人と人のつながりや、家庭や地域における支え合いが希薄化しつつあり、社会的に孤立し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。こうした方が社会や地域から孤立し、見えにくい状況になっていることも問題の解決を難しくしています。

また、障害のある子の親が要介護者となる世帯や、高齢の親が50代のひきこもりの子の生活を支える8050問題、介護と育児を同時に抱えるダブルケア問題、ヤングケアラーのいる世帯など、複合的な課題を抱えるケースが増えているほか、従来の縦割りによる公的な支援制度の枠組みでは十分な支援が受けられない、いわゆる「制度の狭間」の問題が存在しています。

これまで、課題への対応は、高齢者や障害者、児童といった対象者の属性や抱える課題ごとに進められてきましたが、ひとりの人が複数の課題を抱えるなど、課題が複雑化・多様化している今日では、十分な対応が困難な状況が生じています。

こうした中、市町村には既存の相談支援や地域づくりの取組を生かした「包括的な支援体制の整備」が求められており、本市においても、令和5年度より「重層的支援体制整備事業」が開始され、困難・生きづらさなどを抱えるすべての地域住民を対象とする包括的支援体制の整備に取り組んでいます。日常生活において、様々な課題を抱えている人が増加する中で、行政だけで対応するには限界があり、市民一人ひとりの理解と行動の重要性が高まっています。

このような近年の地域福祉や社会情勢を取り巻く状況の変化に対応するため、今後6年間における船橋市の地域福祉の方向性を定め、各施策のより一層の充実を図るため、新たに「第5次船橋市地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域福祉に関する法律等の近年の動向

	福祉分野を取り巻く国の動向	社会的な出来事	計画期間
令和2年度	○ 改正健康増進法の施行 ○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正障害者雇用促進法の施行 ○ 新子育て安心プラン公表	○ 新型コロナウイルス感染症感染拡大	第3次船橋市地域福祉計画
令和3年度	○ 改正社会福祉法の施行 ○ 子ども・若者育成支援推進大綱（第3次） ○ 改正母子保健法の施行 ○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 ○ 改正子ども・子育て支援法の施行	○ 東京 2020 オリンピック・東京 2020 パラリンピック開催	
令和4年度	○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定 ○ 改正成育基本法の施行 ○ 改正子ども・子育て支援法の施行 ○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正社会福祉法の施行 ○ 改正障害者総合支援法の施行	○ ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の変化	第4次船橋市地域福祉計画
令和5年度	○ 第二次再犯防止推進計画の閣議決定 ○ 改正成育基本法の施行 ○ こども家庭庁の発足 ○ こども基本法の施行 ○ こども大綱の閣議決定 ○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正障害者総合支援法の施行 ○ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行	○ 新型コロナウイルス感染症が5類へ移行 ○ G7広島サミット開催	
令和6年度	○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正障害者差別解消法の施行 ○ 改正介護保険法の施行 ○ 改正障害者総合支援法の施行 ○ 改正生活困窮者自立支援法の施行 ○ 孤独・孤立対策推進法の施行 ○ 改正住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行 ○ 改正子ども・子育て支援法の施行 ○ 子どもの貧困対策推進法を改称した、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法の施行 ○ 子ども・若者育成支援推進法の施行 ○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行 ○ 高齢社会対策大綱の閣議決定 ○ 認知症施策推進基本計画の閣議決定	○ 能登半島地震	
令和7年度	○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正育児・介護休業法の施行	○ 大阪・関西万博開催 ○ 東京 2025 デフリンピック開催	

4 地域共生社会について

我が国の社会福祉の分野においては、高齢者、障害のある人、こども、生活困窮者等、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。

社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる 8050 問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化、さらに、外国人住民の増加や性的指向・性自認への認識の広まりなど、地域の構成員やその価値観の多様性は増えています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加するなか、精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、医療・保健・福祉が連携した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築も、地域福祉を進めていく上での重要な視点として求められています。

そのような中、国の動きとして、平成 28 年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域共生社会が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取り組みの方向性が明確に示されました。

国が掲げる「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

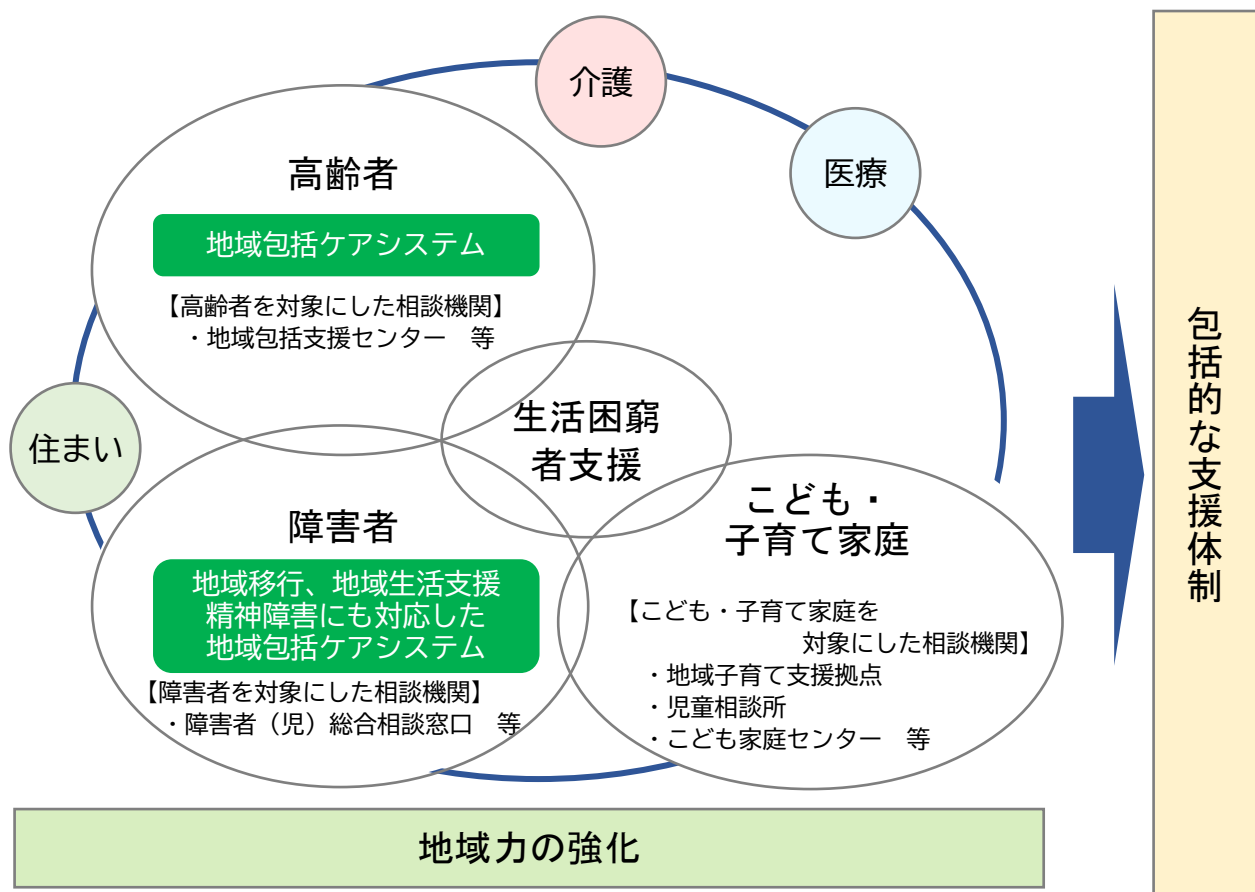
<地域共生社会>

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域共生社会の考え方は、本市で第1次船橋市地域福祉計画より推進してきた共助社会の構築にも通じています。

また、第4次船橋市地域福祉計画では地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するために、既存の相談支援等の取り組みを活かしながら、地域づくりに向けた支援や社会とのつながりを作るための支援を行う必要があることから、重点施策として「地域づくりに向けた支援」「参加支援」「相談支援」の3つの支援を進め、包括的な支援体制の整備に取り組んできました。

今後も地域住民、福祉等の関係機関及び行政等、多様な主体が連携・協働し、地域福祉をいわば共同運営することで、市民一人ひとりが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。



5 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、高齢者や障害のある人、こどもといった分野ごとの縦割りを越え、それぞれの実情に応じた形で地域住民や福祉関係機関、行政などが一体となって福祉を推進するための仕組みを構築する行政計画です。

これは社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられており、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項について一体的に定めるものとされています。

平成 12 年の社会福祉法改正による社会福祉基礎構造改革があり、そこでは「地域福祉の推進」が基本理念の一つとして明確に示されました。これ以降、我が国の福祉政策は個人の尊厳を尊重する視点に立ち、市民一人ひとりの生活全体に着目して地域での自立を支援するという考え方を基本とし、たとえ障害や要介護の状態になっても、できる限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしを継続できるような基盤整備が進められてきました。

さらに、近年では地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの強化に向けた法改正が行われ、地域福祉計画は福祉分野の共通事項を定める「上位計画」として位置づけられました。

これにより、住民に身近な圏域において分野を越えた総合的な相談に応じる体制や、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複雑化した課題を解決するための体制づくりが求められています。

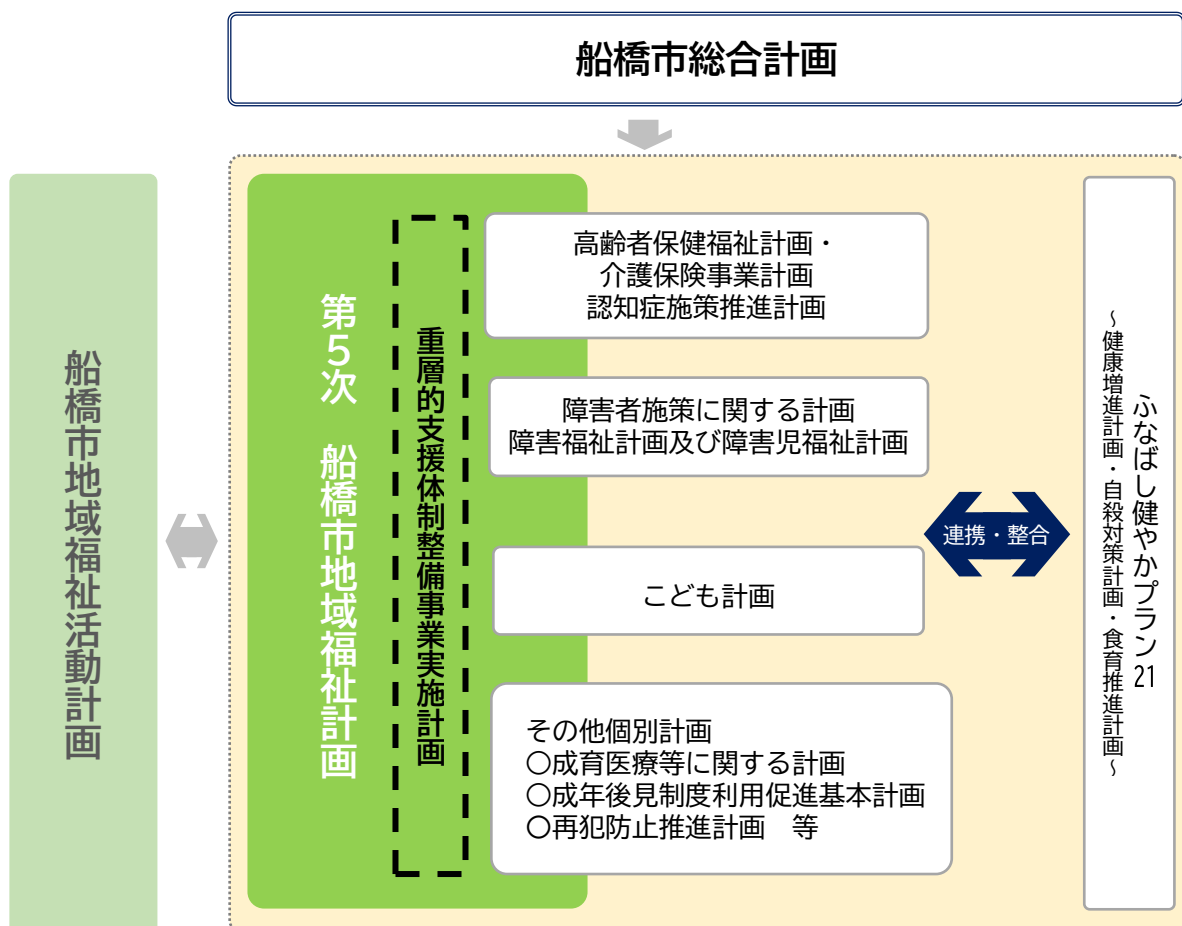
船橋市地域福祉計画は、こうした市の地域福祉推進における基本方針であり、共通の理念と取り組みの方向性を示すものです。各分野別の福祉計画や施策に「横串」を刺し、それらを総合的・包括的に推進していく点に大きな特色があります。また、本市の計画においては、「市民の参加」を重要な柱として捉え、誰もが支え合える地域づくりを目指しています。

(2) 他計画との関連

本計画は、市の最上位計画である船橋市総合計画や、県が策定する千葉県地域福祉支援計画との整合を保ちながら策定しました。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障害のある人、こども等、福祉分野の個別計画の基盤とするとともに、防犯や防災、まちづくり等、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

なお、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置づけられていますが、本計画では地域福祉に関連の深い事業等について進捗管理することとし、それ以外の事項については個別計画で進捗管理するものとします。また、個別計画では網羅しきれない課題への対応や方向性、各福祉分野において共通して取り組む事項等について本計画ではまとめています。

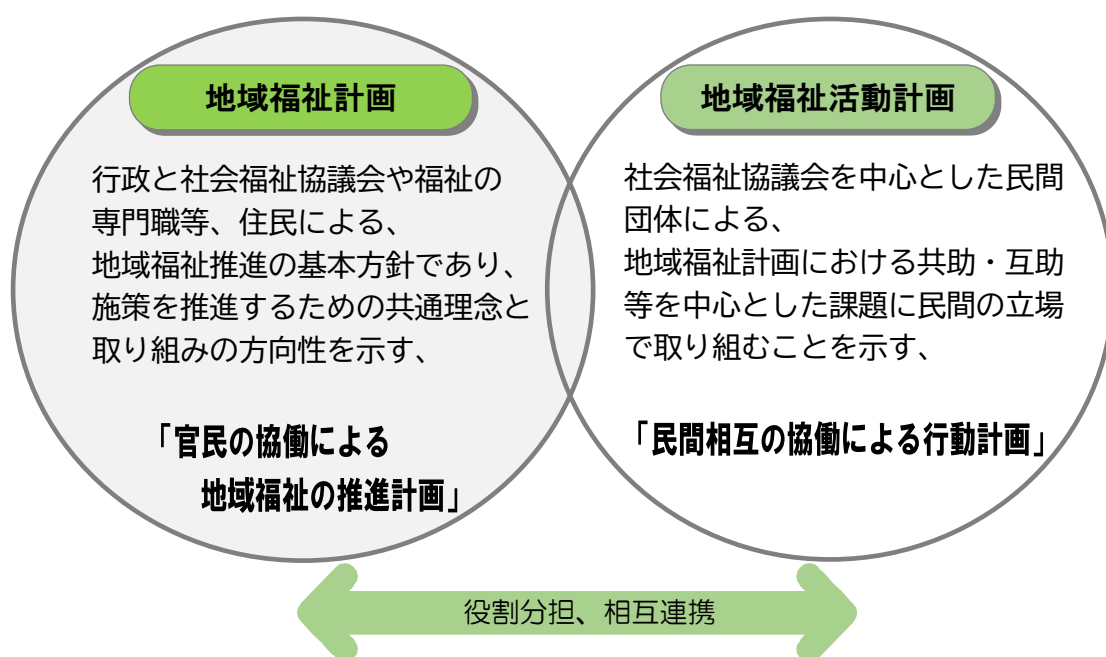
さらに、本計画には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3（2021）年4月施行）により改正された社会福祉法第106条第5項に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」が包含されています。



(3) 地域福祉活動計画との関連

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に基づき「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体である「社会福祉協議会」が中心となり策定する、民間の行動計画です。「市民」「地域で福祉活動を行う者」「社会福祉を目的とする事業を営業者」等が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の行動計画として策定します。

これは、本計画の掲げる「共助・互助」を推進していくこととも密接に関係し、両計画は、次の図のとおり、役割分担と相互連携による両輪の関係にあります。



6 計画の期間

計画の期間は、令和9年度から令和14年度までの6年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

計画期間



7 策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉関係当事者等の意見を反映するとともに、地域をとりまく環境や実情等を踏まえた計画とするために、関係団体や学識経験者及び市民等を委員として設置した「船橋市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」において、計画の策定を行いました。

また、本計画の内容は、何らかの手助けを必要としている人々に関わる施策をはじめ、保健・医療・福祉、教育・学習、就労・雇用、交通・住宅・環境等のさまざまな分野にわたります。このため、関係部局が緊密な連携を図るため、庁内の会議体である「船橋市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）」を設置しました。

市民や関係団体等の声を反映し、地域の実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

計画の素案については、パブリック・コメントを実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

計画の策定体制

